



授業目的公衆送信補償金に 関する検討課題の進捗状況

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

SARTRAS

常務理事 瀬尾 太一

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）で示された方向性

- 権利者側における、教育機関における教育活動に与える手続き上の負担を軽減するための窓口の一元化
- 教育機関における、研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討
- 補償金額を定めるための意見集約を行うための体制の整備
- ライセンススキームの構築
- 法解釈のガイドラインの整備

著作物の教育利用に関する 関係者フォーラムの構成

- 総合フォーラム

- 権利者団体及び学校種ごとにおける各教育機関の設置者を代表する団体の関係者から、専門フォーラムとしての議論のとりまとめを順次行う。

- 専門フォーラム

- 権利者団体の関係者及び教育関係団体の関係者のうち教育現場における著作物の利用の実態や、その結果を総合フォーラムに報告する。以下の4つのテーマについて検討を行う。

- ① 補償金
- ② 普及啓発
- ③ ガイドライン
- ④ ライセンス

専門フォーラム①

補償金

- 意見交換項目
 - 公衆送信利用に適用となる教育機関向け既存の使用料規程
 - 海外の補償金実施状況
 - 著作物の新しい利用環境における望ましい原則（高等教育機関）
- 説明を行った項目
 - 授業目的公衆送信補償金の額

- 専門フォーラム①（補償金）の総括
 - 本フォーラムでは、文化庁が定める「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」に関連する項目に配慮しつつ、意見交換を行った
 - 授業目的公衆送信補償金の指定管理団体としてSARTRASが指定を受けたのにあわせ、第3回フォーラムで現時点における授業目的公衆送信補償金の額の算出方法の考え方とそれに基づく額の案をSARTRASが提案し、第4回フォーラムでこの案に対する算出方法や算定根拠等に関する様々な意見を、教育関係委員からいただいた
- 今後は、本フォーラムで得た意見等を基に、SARTRAS内で検討を行うとともに、WEB意向調査を実施した上で、教育関係団体への意見聴取や認可申請に向けた準備を進める

専門フォーラム②

普及啓発

- 意見交換項目
 - 初等中等教育段階における著作権教育
 - 高等教育段階における著作権教育
 - 早稲田大学における著作権普及啓発活動
 - 授業目的公衆送信補償金の実施にあたって必要な普及啓発活動
 - 教育におけるICT利用に伴う普及・啓発

- 専門フォーラム②（普及啓発）の総括
 - 本フォーラムでは、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおける著作権に関する研修や、普及啓発活動の現状について共通認識を得るべく、実例の紹介を受けるなどした
 - また、第3回フォーラムにおいては、将来的な、長い目で見た普及啓発活動に加え、教育におけるICT活用が早い時期から可能となるよう仮に2020年4月から制度運用を開始するとした場合に必要な喫緊の周知の必要性についても問題提起があった
 - これらを踏まえ、制度の早期定着に備えた周知を進めつつ、ICT活用教育の促進のためにどのような普及啓発活動等が有効なのかを継続検討することとなった
- 喫緊の周知活動はSARTRASが中心となって行うとともに、今後の普及啓発活動等について、4月以降もフォーラムでの検討を継続する

専門フォーラム③

ガイドライン

- 意見交換項目
 - 教育における著作物の利用例
 - 今年度検討項目
 - 教育機関にとって望ましい「授業」の範囲
 - 改正著作権法35条の解釈指針（ガイドライン）
 - 改正後の第35条の適用・非適用行為の典型例（イメージ）
- 改正著作権法35条の解釈指針（案）
- 改正著作権法35条等に当てはめた典型的な利用例

- 専門フォーラム③（ガイドライン）の総括
 - 本フォーラムでは、どこまでが授業目的公衆送信補償金の対象となる利用なのか、どのような利用方法は対象とはならないのか、を主として明らかにすべく、まずは法令や用語の理解に齟齬のないよう、「改正著作権法35条の解釈指針※」を整理するべく意見交換を重ねた
 - また、それに併せて、教師や児童生徒等にとって分かり易いまとめ図をもとに、典型例を数多く挙げる資料作りを進める
- 今後継続されるフォーラムで、引き続きガイドライン等の検討を行う

※今年度より「改正著作権法35条の運用指針」に名称変更

専門フォーラム④

ライセンス

- 意見交換項目
 - 権利者側で検討されている利用状況予想についての説明
 - 権利者側で検討されているライセンスについての説明
 - 補償金を補完するライセンス環境
 - 今年度検討項目

- 専門フォーラム④（ライセンス）の総括
 - 本フォーラムでは、権利者側が考える授業目的公衆送信補償金制度を補完するライセンスの考え方として、「基礎ライセンス」と「その他のライセンス」の提案があり、主として「基礎ライセンス」に関する意見交換を行った。
 - 基礎ライセンス＝教育機関の現状に照らし、著作権法35条等の権利制限の対象以外の利用について、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾することを目的としてSARTRASが窓口となって行うもの。
 - その他のライセンス＝権利者が個別に許諾するもので、著作権法35条等の必要と認められる限度を超える又は但書に該当する利用
 - 教育関係委員側からは、例えば権利者側が基礎ライセンスの対象と考えている教材の共有には具体的にどのような利用があたるのか、について様々な意見が出された
 - また、授業目的公衆送信補償金ではすべての著作物が対象となるのと異なり、基礎ライセンスでは、SARTRASに管理委託をした著作物等のみしか対象とならないことに対する、教育関係委員側からの懸念が示された
- 教育側から挙げられた、基礎ライセンスに含まれることが望ましい利用の例や対象管理著作物に対する懸念について、SARTRAS内で検討を行い、授業目的公衆送信補償金制度の実施時期に合わせて、基礎ライセンスの許諾業務をスタートできるように、内容や管理体制を整備する



2018年度の検討を踏まえ た2019年度の対応

著作物の教育利用に関する関係者 フォーラムの継続

- 2018年度フォーラムの専門フォーラム③（ガイドライン）における検討事項の継続検討を中心に、②（普及啓発）やその他の専門フォーラムの検討事項についても適宜検討する場として、2019年度も継続
- 2019年6月7日第1回、8月8日に第2回開催
- 今後も1～2カ月に1回開催予定

ガイドラインの検討状況

- これまで専門フォーラム③（ガイドライン）で検討してきた
 - 分かり易いまとめ図と典型例の資料 及び
 - 改正著作権法35条の運用指針（前年度の「解釈指針」から今年度名称変更）
- について、これらがガイドラインに相当する資料になるよう、検討を進める

ライセンスに関する検討状況

- **SARTRAS**として、著作権等管理事業者として文化庁へ登録し、補償金の契約と同一の窓口で利用許諾契約を締結できるよう基礎ライセンスの窓口となることを組織決定
- 管理対象となる利用は、**SARTRAS**が窓口となることが適当な、教育機関における権利制限の対象外となる利用行為（具体的な利用行為については**SARTRAS**内部機関にて検討中）

今後のスケジュール（案） 補償金

2019年6月～7月

- WEBアンケートの実施
 - 教育機関における著作物利用の現状と今後のニーズに関するアンケート
 - 教育関係団体のご協力をいただいで実施

（以下は仮に2020年4月施行を目指す場合に考えられるスケジュール）

2019年8月～9月

- 教育関係利用者団体への補償金案に関する意見聴取

2019年9月

- 補償金認可申請

2019年12月

- 認可
- 2020年1月契約受付開始
- 2020年4月改正著作権法施行

今後のスケジュール（案）

ライセンス

2019年9月

- 著作権等管理事業者登録

2019年9月～10月

- 教育関係利用者団体への使用料規程に関する意見
聴取

2019年11月

- 使用料規程届出

2020年1月

- 契約受付開始

2020年4月

- 管理開始

SARTRAS WEB

<https://sartras.or.jp/>